### 資料３

**共聴施設整備計画書**

**朱書きは記載例及び注意事項のため、申請時は削除すること。**

|  |  |
| --- | --- |
| ■申請主体 | 　 |
| 　 | 申請主体名 | ○○県○○市 |
| 　 | 代表団体の長名 | ○○市長　総務　太郎 |
| 　 | 担当者連絡先 | ○○部△△課　係長　総務一郎電話：XXX-XXXX-XXXX、メール：\*\*\*\*\*\*\*\*@++++.jp |
| ■補助対象であることの確認 |
| 　 |  | 放送法（昭和２５年法律第１３２号）第１２６条第１項の規定に基づく登録、有線電気通信法（昭和２８年法律第９６号）第３条第１項から第３項までの規定に基づく届出がされている共聴施設である。 | ✓ |
| 　 | ② | 日本放送協会と地元視聴者が共同で設置し運用する共聴施設（NHK共聴施設）ではなく、自主共聴施設である。 | ✓ |
| 　 | ③ | 受信障害対策用ではなく、難視聴解消用として設置・運営されている共聴施設である。 | ✓ |
| ■共聴施設の概要 | 　 |
| 　 | ① | 設置場所 | ○○地区 |
| 　 | ② | 設置年月日 | 平成○年○月○日設置 |
| 　 | ③ | 共聴施設の所有者 | ○○市 |
| 　 | ④ | 共聴施設の対象となる世帯等 | 　 |
| 　 | 　 | ア　エリア内世帯数 | ○○○世帯 |
| 　 | 　 | イ　エリア内加入世帯数 | ○○○世帯 |
| 　 | 　 | ウ　エリア加入率（イ／ア） | ○○．○％ |
| 　 | 　 | エ　維持管理状況 | 共聴組合〇〇〇世帯から組合費を徴収し、◇◇の頻度で保守点検を実施。 |
| 　 | 　 | オ　その他 | ※上記以外に理由がある場合、又は補足事項がある場合はこちらへ記載 |
| 　 | ⑤ | 条件不利地域の種類 | 過疎地域 |
| 　 | ⑥ | 財政力指数 | 令和○年度財政力指数：○．○○ |
| ■共聴施設の整備計画 |
| 　 | ① | 補助事業により耐災害性強化のための整備が必要であることを示す客観的かつ詳細な理由 |
| 　 | 　 | 平成〇年に整備した共聴施設について、本地域では、平成○年△豪雨において長時間に渡り停電などが発生した際、住民への情報伝達の確保が困難な状態となった。この原因（被災箇所、理由）や解決策について調査・検討した結果、共聴施設の耐災害性強化のため伝送路の光ファイバ整備が必要である。（添付資料◆参照）○○○ |
| 　 | ② | 補助事業により行う整備と、補助事業以外（申請団体の負担等）により行う整備により、共聴施設全体としてどのように耐災害性強化が実現するかを示す資料 |
| 　 | 　 | 国庫補助の役割、整備の概要 |
|  |  | 受信点から集落までをつなぐ設備・ネットワーク（受信点横のヘッドエンドから集落入口のクロージャまで）の範囲の光ファイバ化。国庫補助と市町村補助（及びその他自己負担）の役割の考え方がわかるように記載すること |
| 市町村補助の役割、整備の概要 |
|  | 受信点や集落内の住宅入口までをつなぐ設備・ネットワークの範囲の光ファイバ化。※宅内設備（ONU、STB等）や宅内引込工事は市町村補助の対象外であり、共聴組合による自己負担。 |
| 上記により、共聴施設全体としてどのように耐災害性強化が実現するか（期待される効果） |
|  |  | 上記のとおり、国庫補助及び市町村補助により、受信点から集落内の住宅入口までをつなぐ設備・ネットワークの範囲の耐災害性強化が実現でき、災害時等でも放送を通じて確実かつ安定的な情報伝達を確保できることが期待される。 |
| ③ | 補助事業の緊急性、規模の適正性 |
|  | 補助事業の緊急性 |
|  | 上記①（添付資料◆参照）より、また近年相次ぐ被災（直近●年で●件）の観点から、緊急性が高い。 |
| 規模の適正性 |
|  | 整備する共聴施設の設備ネットワークについて、受信点から集落までの距離や地理的環境、エリア内世帯数（加入世帯数）に対して、過剰ではなく、適した設備ネットワーク（ルート）の構成・規模の計画としている。 |

添付資料

・「■補助対象であることの確認」①を証する書類の写し

・「■補助対象であることの確認」②を証する書類の写し（共聴施設を運営する組合規約等）

・その他、共聴施設整備計画書の内容を補足する資料